

学 位 論 文 題 名

近世ハンガリーの農村社会における

宗教的秩序に関する研究

学位論文内容の要旨

本論文は、16世紀から17世紀にかけてのハプスブルク朝支配下のハンガリーと、同じくハンガリーの一部でありながらオスマン帝国の宗主権下に入ったトランシルヴァニア侯国を対象として、農民身分が農村社会における秩序形成に果たした役割について考察したものである。本論文では、この考察にあたって農民の集団的自治の基盤である農村共同体に着目し、またその自治がもっとも強力に発揮されたと考えられる宗教的秩序の分野に焦点を絞って論述を進めている。

従来、近世における東ヨーロッパの諸社会・諸地域は、国制・社会の両面における貴族の優位という構図によって描かれることが多かった。貴族層は王権をも圧倒する勢力を誇り、政治・社会的に主導的な役割を果たしたと考えられてきたのである。このような構図は、当時の東ヨーロッパにおける歴史的状況を相当程度的確に反映しており、いうまでもなくそれなりの妥当性をもっている。

しかしながらこうした見方においては、たとえば農村社会に注目するとき、現実が十分に説明しきれない部分が出てくる。そこでは、農民はいわゆる「再版農奴制」の下で権力を強化させた貴族に抑圧される存在としてのみ描かれ、国制・社会秩序においてかれらに能動的な役割が認められることはほとんどなかったからである。しかるにヨーロッパ東部地域の近世社会の全体像を明らかにするためには、「再版農奴制」の浸透しなかった、あるいは浸透したとしても影響力が十分に及ばなかった広範な領域を視野に収める必要がある。本論文はそうした領域の一つとして、農民身分の共同体的活動、とりわけその宗教的分野における活動に注目する。

ハンガリーにおいても、西欧諸地域におけると同様に、宗教改革は国制的レベルの事件にとどまらず、住民諸階層の日常生活の領域においてもさまざまな変化を及ぼした。農村社会においては、宗派の選択、牧師の任免・扶養、宗派毎の学校の設置・運営と教師の養成、教会建物の建設・維持・管理とその使用など、農民たちが能動的に関わるべきさまざまな新しい課題が生じていた。本論文は、これらの課題に農村共同体がどのように対応し、また貴族・領主や教会当局とどのように折り合いをつけていたのかを検討することにより、農民の自律性や農民を含めた近世社会の秩序形成のあり方の一端を明らかにすることができるとする問

題意識から執筆された。

本論文は二部からなる。第一部では、宗教的秩序の維持をはかる際の聖俗権力の意図を明らかにするため、宗教的秩序をめぐる法的基盤の問題を扱う。まず第一章では、ハプスブルク・ハンガリー王国において初めて「信教の自由」を明記した1608年法令をとりあげ、その制定過程で作成された諸文書の検討を通して法令制定に携わった国王と諸身分の意図、そこにおける農村共同体の位置づけについて検討する。検討の結果、第一に、議会立法は諸身分の身分的特権の一部としての「信教の自由」を国王に認めさせることを最大の課題としていたこと、第二に、農村共同体の扱いに関しては諸身分間で見解の一致がみられず、その位置づけはあいまいなままに留まっていたことが確認される。

第二章では、第一章と同様の視角から、トランシルヴァニア侯国議会において1540年以後16世紀末までに形を変えながら制定された、「信教の自由」に関する諸法令が検討される。その結果、諸法令の性格がバトリ・イシュトヴァーンの即位する1571年を前後に変化していることが確認されている。すなわち、1571年以前には身分特権としての新教諸派の「信教の自由」を法制化し、諸身分間の対立を抑制することがはかられていたのにたいし、侯権が徐々に強化された1571年以後には、新教諸派の「信教の自由」を確保しつつも侯の要求を容れてカトリック復権を実現することが意図されていたことが確認されたのである。一方、農村共同体に関しては、両時期を通じて統一的な方針は定められておらず、その位置づけは地域間の支配構造の相違を反映してあいまいなままに留められていたことが指摘される。

第三章では、新教諸派による宗教的秩序形成の意図とそこにおける農村共同体の位置づけについて、各教会管区で定められた教会規定を素材に、牧師任免の問題を手掛かりとして検討が進められる。検討の結果、ルター派、改革派の教会規定が共に教会運営における領主の保護・監督の権利を認めていたこと、一方でそれらは教区共同体の基礎単位となった農村共同体にも積極的役割を与えており、貴族と農村共同体双方を組み込んだ教会運営、宗教的秩序維持のためのルールづくりが模索されていたことが指摘される。

第二部では、現実の農村社会の状況が検討される。ここでは対象範囲を限定して村落・市場町農民の秩序観、およびそれを背景とした村落・市場町と領主、教会当局の関係、その関係の上に成り立っていた宗教的秩序のあり方が考察される。具体的には、17世紀前半のハンガリー北東部、ゼムプレーン県を事例研究の対象として、まず第四章では、若干の市場町の「法」における宗教問題関連規定が分析され、村落社会自体の秩序形成の努力が検討される。その結果、「法」の作成者である市場町の指導層が宗教的秩序における自らの役割を認識し、秩序維持に積極的に関与していたことが明らかにされる。17世紀前半にいたっても、一部の村落・市場町は一定の自治機能を保持しており、教会運営や住民のモラル維持においては、教会当局の意図に応じた、あるいはそれを越えるほどの自己の役割に関する認識をもっていたとされる。

第五章においては、ゼムプレーン主席牧師区の教会巡察記録や教会管区長の日誌、裁判記録等を用いて、教会運営における村落・市場町の活動の実際について検討が加えられ、また牧師の人事問題をめぐる紛争に

焦点を絞って、そこに現れた村落・市場町と貴族や教会当局との関係が探られる。その結果、教会諸施設の維持・管理や教区民のモラルの維持においては、主席牧師区全域において村落・市場町が中心的な役割を担っていたことが明らかにされる。また牧師の人事問題については、村落・市場町の自律的意思決定が広範に存在したこと、またそうした意思決定を前提として、村落・市場町と教会当局、貴族との間に教区秩序維持のための一定のルールが存在したことが指摘される。

以上、近世ハンガリーにおいては、宗教の領域において農民が農村共同体を基盤に自律的に行動する主体として活動しており、宗教改革後の宗教的秩序は、こうした農民の活動を組み込む形で構想され、また現実に維持されていたと結論づけられている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 栗生澤 猛 夫
副 査 教 授 津 田 芳 郎
副 査 助教授 山 本 文 彦

学 位 論 文 題 名

近世ハンガリーの農村社会における 宗教的秩序に関する研究

本論文は、西ヨーロッパに発する宗教改革の影響が及びだした時期のハンガリーの、とりわけ農村社会における宗教的秩序の形成について考察したものである。従来の研究では、近世初頭のハンガリーにおける農民は、いわゆる再版農奴制の成立とともに強化された領主権の下で、一層の搾取をうける存在としてのみ描かれることが多かった。そこでは農民層は客体としてのみ捉えられ、自立的、能動的な存在としては十分に認識されてこなかった。これにたいし飯尾唯紀氏は、農民とその共同体が社会生活において果たす積極的役割に注目し、村落や市場町などの村落共同体のもつ秩序形成力を考慮することなしには、この時期のハンガリー社会の正確な認識は不可能であることを主張する。

本論文はこの主張を、史料が相対的に豊富な宗教分野に焦点を合わせ、一方では、当時のハンガリーと、同じくハンガリーに属しながらオスマン帝国保護下に入ったトランシルヴァニア侯国の宗教関係諸法令、ならびに新教諸派の教会規定などの法史料の分析を行うことによって、他方では、新たな宗教秩序の形成における農村共同体自体の関わりを具体的に考究することによって、論証しようとしている。

近世ハンガリーにおける農民、農村共同体のもつ自律的、能動的な存在様式を考察した本論文は、領主による農民収奪の強化という側面を強調する従来の諸研究の欠陥を正す志向性を有するものであると評価できる。こうした視点はハンガリー本国においても近年注目され始めたばかりであり、本論文はこのようなあらたな研究の流れをさらに促進するものである。

第一部第一章ならびに第二章における、近世初頭ハンガリー王国と、トランシルヴァニア侯国における「信教の自由」に関する法令の分析は、従来においても比較的活発に研究がなされていたが、本論文は、第一次史料とハンガリー本国および欧米の研究文献を十分に参照し、それらを丹念に分析・紹介しながら、すでに通説の地位を獲得したといえるペーテル・カタリンの説を批判的に発展させている。これは本格的な考

察で、その結論も十分に説得的である。

内容的に見て本論文の主要部は第二部であり、とりわけ第五章は、ゼムプレーン県の主席牧師区の第一次史料に基づく綿密な分析で、そこでは村落・市場町が積極的に宗教秩序の形成に参加していたことが明確に示されている。本章は、農村共同体が宗教的秩序の形成過程において単なる客体ではなく、真に能動的、自律的存在であったことを論証することに成功している。その意味で本論文第二部は著者独自の創意と独創的研究の産物といえる。未だ分析の対象となる地域や事例の数が十分ではないにせよ、本論文で始められた分析の視角と作業は、当該研究領域の今後のあり方にとって大きな貢献をなすものと評価される。

本研究は、従来の近世東ヨーロッパ社会の歴史研究における欠陥を鋭く指摘し、その是正策を提唱したすぐれた試みであるだけでなく、西ヨーロッパ諸国・諸地域のみを対象として論じられがちであった宗教改革とその社会的影響の問題においても、比較史的素材の提供という面で、大きな意味をもつものと評価された。

一方、本論文には今後改善がはかられるべき点もみられる。全体として、市場町と村が農村共同体として一括して扱われていることは、両者の間に本質的な相違が見られる事実に鑑み、やや慎重さに欠けるくらいであった。また第一部第三章、第二部第四章に関しては、教会当局による領主権への配慮にたいする注意が不十分であり、そのため教会当局の当事者能力が過大に評価される傾向がみられた。さらに領主層の教会保護権に関する分析が不十分であること、西欧における状況が無媒介的にハンガリーに適用される傾向が見られること、また対象とされる市場町「法」の事例が十分とは認められないこと、などの欠陥をかかえていることは指摘されなければならない。しかしながらそれらは本論文が全体としてもつ研究史的意義を損なうものではない。本審査委員会はその成果を高く評価し、全員一致で飯尾唯紀氏が課程博士の学位を受ける資格があるものと判定した。